

1. 10月全国行事

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| 1) 全国労働衛生週間 | 10月1日～10月7日 |
| 2) 健康強調月間 | 10月1日～10月31日 |
| 3) 体力づくり強調月間 | 10月1日～10月31日 |
| 4) 薬と健康の週間 | 10月17日～10月23日 |
| 5) 全国産業安全衛生大会(横浜市) | 10月17日～10月19日 |
| 6) 高圧ガス保安活動促進週間 | 10月23日～10月29日 |
| 7) 3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進月間 | 10月1日～10月31日 |

2. 安全・衛生・防災の心得 : 職場の「有害業務」の改善を

3. 安全衛生巡視 良い事例(抜粋)

4. 事故・災害事例から : コンベヤーの荷を足で動かして重傷

5. ヒヤリハット事例 : 床が防錆油で濡れていて、足を滑らせヒヤリ

2. 安全・衛生・防災の心得 : 職場の「有害業務」の改善を

～職場の有害業務の実態を洗い出す～

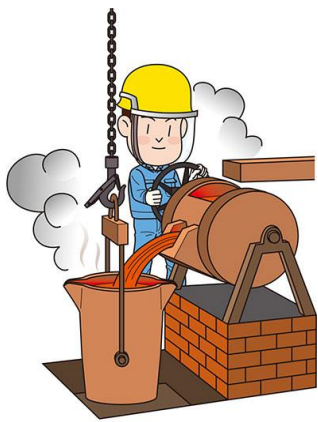
働く人たちの健康を損なう「有害業務」には化学物質や鉱物性粉じんなどの「化学的因子」によるもの、騒音や有害光線、暑熱や寒冷などの「物理的因子」によるもの、細菌やカビ、害虫などの「生物的因子」によるもの、重量物取扱や不自然な姿勢を続けることによる「行動的因子」によるものなどがあります。

これらの有害因子に働く人たちがばく露すると、ばく露の程度に応じて健康に悪影響を及ぼし、慢性疾患や不治の疾病になってしまう可能性があります。

これらの有害因子の有害濃度や強度、作業内容等は労働安全衛生法等で定められ、その具体的な管理は「指針」などで細かく示されております。有害因子が働く人の健康に及ぼす影響は、個々人の作業業務によって異なり、また、同じ内容の作業でも、保護具の着用や作業のやり方によって異なり、作業環境も換気や風向によっても大きな変化を受けます。

有害作業の健康に対する影響は、職場の有害物や有害作業に対して関心が薄かったり知識が不足していたりして対策や改善が遅れ、長年経って現れることが多いのです。

職場の有害業務について、実態を調査・測定するなどして、労働安全衛生法ならびに関係法規等と照らし、設備や環境、作業方法等の改善を進めることが肝要です。



3. 安全衛生巡視 良い事例(抜粋)

● 前橋工場

①クレーン停止位置表示版を設置していた



②フォークリフト スピードリミッターを設置し、「フォークリフトの安全喚起」も掲示されていた(10km/h)



4. 事故・災害事例から : 他社災害事例 コンベヤーの荷を足で動かして重傷～危険な行為として認識されていなかった～

(1)災害のあらまし

段ボール製品の出荷場で、床に敷設されているコンベヤーの横を歩行中の作業員Aが(男性22歳・勤続4年)が、たまたま荷がコンベヤーの端につかえて止まったのを見て、左足で荷を蹴って動かそうとしたところ、足先が回転中のローラーには挟まれて重傷を負ったものです。

(2)災害の主な原因

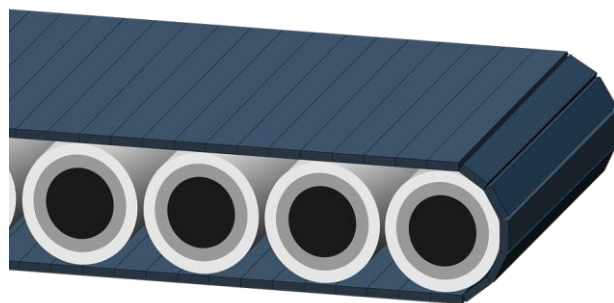
- ①動いているコンベヤーのつかえた荷を足で蹴るなどの不安全な行動を行ったこと。
- ②Aの作業ズボンのすそが長く、不安定な姿勢で荷を足で動かそうとしたため、足先が駆動中のコンベヤーに巻き込まれたこと。
- ③コンベヤーの荷を足で正常に戻す行為は以前から行われており、職場では特に危険行為と認識させていなかったこと、など。

(3)同種災害の防止対策 例

- ①コンベヤーや荷の異常を発見したときは、担当者に連絡する。
- ②担当者は異常の原因を調査し、異常を元から解消するよう改善する。
- ③駆動中のコンベヤーの荷を足で動かしたりすることは厳禁とする。
- ④作業服や履物等は、自分のサイズにあったものを正しく着用する。
- ⑤KYK(危険予知活動)を活性化し、職場の安全意識や行動の高揚を図る、など。

(4)環境安全部から

①コンベヤーの荷を足で正常に戻す行為は特に危険行為と認識されていないことは問題であり、KYKを活性化し、安全意識、危険感受性を高めていくことが大切です。



5. ヒヤリハット事例

・事業場より提出されたヒヤリハットです。危険予知活動に利用してください。

| | |
|----------|--|
| いつ | 朝、出勤して作業中に |
| どこで | 倉庫内、解体場前の通路で |
| 何をしている時に | 倉庫に向かって歩行中に |
| どうなった | 通路床面に、小型台車のドレンパンより漏洩していた「防錆油」で濡れている上を歩いて足がすべり、ヒヤリとした |